

熱海市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

## 熱海市条例第1号

### 熱海市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、指定区域内において、特別償却設備設置者に係る固定資産税の課税を免除することにより、指定区域の産業の振興及び豊かな自然と活力ある住みやすい地域づくりを推進し、もって持続可能な暮らしの実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された熱海市初島をいう。
- (2) 特別償却設備 旅館業(下宿営業を除く。)又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)第1条第4号に規定する事業の用に供する省令第2条第1号イに規定する設備をいう。
- (3) 特別償却設備設置者 特別償却設備を新設し、又は増設した者をいう。

#### (固定資産税の課税免除)

第3条 市長は、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降3箇年度に限り、これを課さないことができるものとする。

#### (課税免除の申請)

第4条 前条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、同条の規定の適用を受ける年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 特別償却設備設置者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 課税免除を受けようとする固定資産の所在地、取得価格及び取得年月日並びに名称
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(課税免除の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うことにより、固定資産税の課税免除の可否を決定し、その旨を通知しなければならない。

(課税免除の承継)

第6条 相続、合併その他の事由により、第3条の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けている者から当該課税免除の適用に係る事業を承継した者は、その課税免除の適用に係る事業を継続する場合に限り、市長に届け出て当該課税免除の適用を受けることができる。

(報告及び調査)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、固定資産税の課税免除を受けた者に対し、報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(課税免除の取消し)

第8条 市長は、第3条の規定による固定資産税の課税免除を受けている者が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、課税免除を取り消し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なくして必要な書類の提出又は調査を拒んだとき。
- (2) 納期限の到来した市税を完納しないとき。
- (3) 所得税法（昭和40年法律第33号）第150条又は法人税法（昭和40年法律第34号）第127条の規定により青色申告の承認を取り消されることとなったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、省令第2条第1号イに規定する期日をもって、その効力を失う。ただし、同日までに第3条に規定する要件を満たすこととなった固定資産に対する課税免除については、同条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 令和2年度分の固定資産税に対する第4条の規定の適用については、同条中「1月31日」

とあるのは「4月30日」と読み替えるものとする。